

介護老人保健施設 陽光園

(介護予防) 訪問リハビリテーション 利用約款

(約款の目的)

第1条 介護老人保健施設 陽光園（以下「当施設」という。）は、要介護状態（介護予防訪問リハビリテーションにあつては要支援状態）と認定された利用者（以下「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、一定の期間、訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）を提供し、一方、利用者及び利用者の身元引受人及び連帯保証人は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

(適用期間)

第2条 本約款は、利用者・身元引受人・連帯保証人が利用同意書・連帯保証書を連署して当施設に提出した時から効力を有します。但し、利用者の身元引受人・連帯保証人に変更があった場合は、新たに利用同意書・連帯保証書を当施設に提出します。

2 利用者・身元引受人・連帯保証人は、第3条又は第4条による解除がない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設の訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）を利用することができるものとします。但し、本約款・別紙1・別紙2又は別紙3（本項において「本約款等」といいます。）の改定が行われた場合は新たな本約款等に基づく同意書を提出していただきます。

(利用者からの解除)

第3条 利用者は、当施設に対し、利用中止の意思表示をすることにより、利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画にかかわらず、本約款に基づく訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）利用を解除することができます。なお、この場合利用者及び身元引受人は、速やかに当施設及び利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画作成者に連絡するものとします（本条第2項の場合も同様とします）。

2 身元引受人も同様前項と同様に訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）利用を解除することができます。但し、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。

3 利用者又は身元引受人が正当な理由なく、訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）実施時間中に利用中止を申し出た場合については、原則、基本料金及びその他ご利用いただいた費用を当施設にお支払いいただきます。

(当施設からの解除)

第4条 当施設は、利用者及び身元引受人・連帯保証人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)サービスの利用を解除することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立と認定された場合。
- ② 利用者の居宅サービス(介護予防サービス)計画で定められた利用時間数を超える場合。
- ③ 利用者及び身元引受人・連帯保証人が、本約款に定める利用料金を滞納し、督促したにもかかわらず14日以内に支払われない場合。
- ④ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)サービスの提供を超えると判断された場合。
- ⑤ 利用者・家族・身元引受人・連帯保証人が当施設、当施設の職員又は他の利用者等に対して、窃盗・暴行・暴言・誹謗中傷その他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合。
- ⑥ 天災、災害、施設・設備の故障、その他やむを得ない理由により利用させることができない場合。

(利用料金、連帯債務、連帯保証)

第5条 当施設に対し、利用者及び身元引受人は、連帯債務を負担し、連帯保証人は同連帯債務について連帯保証をします。連帯保証人の保証限度額は、30万円とします。

- 2 利用者、身元引受人及び連帯保証人は、当施設に対して連帯して、本約款に基づく訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)サービスの対価として、別紙2の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に選択、利用したサービス提供に伴い必要となる額の合計額を支払います。
- 3 当施設は、利用者及び身元引受人、連帯保証人に対し、前々月料金の合計額の請求書明細書を、毎月末日までに発行し、利用者及び身元引受人、連帯保証人は連帯して、当施設に対し当該合計額をその翌月の10までに支払います。
- 4 当施設は、利用者、身元引受人から、第2項に定める利用料金の支払いを受けた時は、利用者、身元引受人に対して、領収書を発行します。

(記録)

第6条 当施設は、利用者の訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後、5年間は保管します。(診療録についても、5年間保管します。)

- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、利用者の意思と利益に反しないと判断した場合は、原則として、これに応じます。但し、身元引受人その他の者(利用者の代理人を含みます。)に対しては、利用者の承諾、その他当施設が必要と認めた場合に限り、これに応じます。

謄写費用は当施設が定める料金として資料請求者等の負担とします。

(身体の拘束等)

第7条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急止むを得ない場合は、施設管理者又は施設長の判断により、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行なうことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を身元引受人に十分説明した上、診療録に記載することとします。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第8条 当施設とその職員は、業務上知り得た利用者、身元引受人及び連帯保証人若しくはその家族等に関する情報を正当な理由なく第三に漏らしません。但し、次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行うこととします。

- ① 介護保険サービス提供に関する事業者間の連絡、紹介等
 - ② 居宅介護支援事業者、その他の介護保険事業者との連携
 - ③ 利用者が偽り、その他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
 - ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の医師への連絡等
 - ⑤ 介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等。なおこの場合、利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。
 - ⑥ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時の安否情報等の提供等）
 - ⑦ 個人情報保護法第23条第1項各号の事由に該当する場合
- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(緊急時の対応)

第9条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

- 2 前項のほか、訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(事故発生時の対応)

第10条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は利用者に対し、必要な措置を講じます。

- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
- 3 前2項のほか、当施設は利用者又は身元引受人が指定する者、及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

(要望又は苦情等)

第11条 利用者、身元引受人及び連帯保証人は、当施設の提供する訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）に対しての要望又は苦情等について、窓口担当者である看護師長又は支援相談員に申し出ることができ、又は、所定の場所に設置された「意見箱」に投函する等、文書による申し出もできます。申し出のあった事項については、迅速に確認・調査を行ない、その結果を申出者（匿名者を除く）に報告することとします。

2 当施設以外に、次の機関でも苦情の申し立てを行うことができます。

- ・新潟市介護保険課 介護給付係(025-226-1273)
- ・新潟県国民健康保険団体連合会(025-285-3022)

(賠償責任)

第12条 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）の提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者、身元引受人及び連帯保証人は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

(合意管轄)

第13条 本契約の履行について訴訟の必要が生じた場合、利用者、身元引受人、連帯保証人及び当施設は新潟地方裁判所本庁を直轄裁判所とすることに合意します。

(利用契約に定めのない事項)

第14条 この約款に定めのない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者、身元引受人、連帯保証人及び当施設が誠意をもって協議して解決することとします。

介護老人保健施設 陽光園のご案内

(令和8年1月1日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

| | |
|-----------|---------------------------------|
| 施設名 | 介護老人保健施設 陽光園 |
| 開設年月日 | 平成2年4月20日 |
| 所在地 | 新潟市中央区姥ヶ山311番地1 |
| 電話番号 | 025-286-8100 (FAX 025-286-8098) |
| 管理者名 | 津田 隆志 |
| 介護保険事業者番号 | 1550180044 |

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、(介護予防)短期入所療養介護や(介護予防)通所リハビリテーション、(介護予防)訪問リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

<陽光園の運営方針>

- ① 当施設は、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行い、居宅における生活への復帰を目指す。
- ② 利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたって介護保健施設サービスの提供に努める。
- ③ 明るく家庭的な雰囲気をもって、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(3) 施設の職員体制

| | 常 勤 | 非 常 勤 |
|---------|------|-------|
| 医 師 | 1 人 | — |
| 看護職員 | 10 人 | — |
| 介護職員 | 26 人 | 4 人 |
| 理学療法士 | 4 人 | — |
| 作業療法士 | 2 人 | — |
| 言語療法士 | 1 人 | — |
| 薬剤師 | — | 1 人 |
| 介護支援専門員 | 2 人 | — |
| 支援相談員 | 3 人 | — |
| 管理栄養士 | 2 人 | — |
| 調理師・調理員 | 委託 | — |
| 事務職員 | 2 人 | — |
| その他 | 2 人 | 6 人 |

* 職員は短期入所療養介護及び通所リハビリ及び訪問リハビリを兼務

(4) 入所定員 96 名 (短期入所療養介護含む)

(5) 療養室 30 室 (1 人室…4 室、2 人室…6 室、4 人室…20 室)

(6) 通所定員 6 名 (1 単位)

(7) 訪問リハビリテーション 1 名 ~

2. サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② (介護予防) 短期入所療養介護計画の立案
- ③ (介護予防) 通所リハビリテーション計画の立案
- ④ (介護予防) 訪問リハビリテーション計画の立案
- ⑤ 食 事 (原則として食堂でおとりいただきます)
 - 朝 食 7 時 30 分 ~
 - 昼 食 12 時 00 分 ~
 - 夕 食 18 時 00 分 ~

⑥ 入 浴

- ・ 一般浴槽のほか、入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応致します。
- ・ 週に2回ご利用いただきます。

(但し、身体の状態により、清拭となる場合があります)

- ⑦ 医学的管理・看護管理
- ⑧ 介護（退所時の支援も含む）
- ⑨ リハビリテーション、レクリエーション
- ⑩ 相談援助サービス
- ⑪ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
- ⑫ 利用者が選定する特別な食事の提供
- ⑬ 理美容サービス（原則月2回）
- ⑭ その他

※上記のサービスの中には、基本料金（保険の本人負担分等）とは別に利用料のかかるものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 併設及び協力医療機関等

- ・併設医療機関

東新潟病院（協力歯科含む） 新潟市中央区姥ヶ山274番地1

- ・協力医療機関

東新潟病院 新潟市中央区姥ヶ山274番地1

亀田第一病院 新潟市江南区西町2丁目5番22号

※緊急の場合は、「緊急時の連絡先」にご記入いただいた連絡先へご連絡致します。

4. 施設利用時の留意事項

- ・外出する場合は、必ずサービスステーションに申し出て、所定の手続きを行なってください。（帰園予定時間より遅れる場合は必ず連絡し、帰園時もお知らせください）
- ・盗難及び紛失防止のため、多額の現金や貴重品（貴金属類等）は携行しないでください。（盗難や紛失の場合、施設としての責任は一切負えません）
- ・火災予防のため、施設内での喫煙は固くお断りします。
- ・故意又は過失により建物、設備、器具・備品等に損害を与えた場合は、その費用を負担していただくことがあります。
- ・面会の際は、各階のサービスステーションの面会者名簿にご記入ください。

5. 禁止事項

- ・療養室はじめ、施設内での騒音行為など他人に迷惑をかける行為。
- ・過分な間食（食物）を持ち込むこと。
- ・飲酒及び喫煙。
- ・無断外出及び寝巻き、スリッパ等のみでの外出。
- ・施設内での営利（販売）行為、宗教活動（勧誘等）、政治活動。
- ・ペットの持ち込み。

6. 非常災害対策

- ・ 防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓ほか
- ・ 防災訓練 年2回実施（春、秋）

7. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。（電話：025-286-8100）

要望や苦情などは、担当支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、正面玄関ホールに備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

8. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。

(介護予防) 訪問リハビリテーションについて

(令和8年1月1日現在)

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. (介護予防) 訪問リハビリテーションについての概要

(介護予防) 訪問リハビリテーションについては、要支援者・要介護者の家庭等での生活を継続させるために立案された(介護予防)居宅サービス計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者にかかわるあらゆる職種の職員の協議によって、(介護予防)訪問リハビリテーション計画が作成されますが、その際、利用者・身元引受人等の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

3. 利用料金

(1) 介護保険で定められた自己負担料金(1割～3割)

- ・別紙 利用料金表を参照

(2) 支払い方法

- ・お支払いは、金融機関(郵便局は不可)の口座振替となります。
(口座振替ができなかった場合は、当月末までに現金でお支払いください)
- ・請求書は毎月末日までに前々月分が窓口で直接発行され、翌月10日頃に口座振替(引落し)となります。
(例) 1月利用分 → 4月10日 引落し
- ・振替(受領)を確認後、領収書を発行いたします。